

知っているようで本当は知らないEtc. ～ 『最低賃金』 と 『平均賃金』

3月25日、上海市人力資源と社会保障局より2013年4月1日より適用される『最低賃金』と2012年の『平均賃金』が発表されました。『最低賃金』は、日本と同様、従業員の人件費を管理する上で重要な概念です。一方、『平均賃金』については、単なる統計数値のみではなく、翌年の社会保険料の基数の最上限及び最低限を算定する基準となるため、こちらについても人件費の管理上、注意が必要な概念となります。今回は、この『最低賃金』と『平均賃金』について説明します。

1. 『最低賃金』

中国では、『最低賃金』は省（及び直轄市）ごとに確定されます。直轄市である上海市では、『最低賃金』は一律に設定されますが、省においては、省の中の各都市を一定の基準で分類し、この分類ごとに『最低賃金』が設定されるのが一般的です。

会社は、賃金の支給に当たって、個人が負担すべき社会保険料や個人所得税を会社が源泉徴収、納付しなければなりません。『最低賃金』として規定される賃金は、これら社会保険料や個人所得税を控除した後の手取金額を意味します。

そのため、会社の従業員に対する最低限の給料負担額は、『最低賃金』に社会保険料（住宅積立金を含む）の個人負担額、及び個人所得税額を加算した金額となります。

■2013年4月1日から適用される上海市の最低賃金

最低限の給料負担額	～2013.03.31	2013.04.01～
最低賃金	1,450 RMB	1,620 RMB
個人負担の社会保険料(都市戸籍:11%)、住宅積立金(7%)の最低限度額	468 RMB	507 RMB
個人所得税	0 RMB	0.00 RMB
会社の給料負担額(給料総額)	1,918 RMB	2,128 RMB

2. 『平均賃金』

上海市では、毎年4月1日に社会保険料、7月1日に住宅積立金の基数が変更になりますが、この基数は、各個人が前年（1月1日～12月31日）に支給を受けた賃金（以下、「年収」とします。）の月平均の金額とされます。年収には、賞与や特別一時金、残業代や諸手当も含まれます。

一方、社会保険料の基数の最上限及び最低限について、上海市では、上海市の前年の『平均月額賃金』の3倍を基数の最上限に、60%を最低限に設定しています。この『平均月額賃金』は、統計局が発表する前年の『平均賃金』を基に12ヶ月で按分して計算され、毎年基数が変更される4月1日以前に人力資源と社会保障局より発表されます。

上記のように、『最低賃金』、『平均賃金』ともに従業員の人件費の管理に大きな影響を与えることとなります。また、『平均賃金』については、今後上海でも実施が見込まれる外国人の社会保険制度への加入の義務化に当たって、増加する現地法人のコスト負担額の算定にも必要な情報となります。

■平均月額賃金と社会保険料基数の上限

	～2013.03.31	2013.04.01～
前年の平均月額賃金	4,331 RMB	4,692 RMB
社会保険料基数の上限	12,993 RMB	14,076 RMB
社会保険料(都市戸籍)の上限(会社負担:37%)	4,807 RMB	5,208 RMB